

箱わな購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 小型鳥獣による住宅地及び農業地における被害を抑えるため、村民自らが行う対策に対する支援を行うことを目的とする。

(交付対象及び補助金の額)

第2条 補助金の交付対象者は、当該年度において建物及び農作物被害を抑えることを目的として箱わな(3辺の合計が160cm以内のもの)を購入する村内に住所を有する者であり、村または県から有害鳥獣捕獲の許可を受けた者とする。

2 補助金の交付額は購入額(税抜)の1/2以内とし、1対象者当たり7,000円を上限とする。

3 補助金交付対象年度は単年度とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(別紙様式1)を村長に提出しなければならない。添付書類として有害鳥獣捕獲の許可を受けたことが証明できる書類(許可証・従事者証・指示書等)を提出すること。

(交付決定)

第4条 村長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認められる場合に交付決定通知書を交付するものとする。

(請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付決定を受けた後、実績報告書兼請求書(別紙様式2)を村長に提出しなければならない。添付書類として箱わな購入伝票を提出すること。

(交付)

第6条 村長は、実績報告書兼請求書の提出があった場合、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(その他)

第7条 本要綱に定めのない事務手続きその他事項については、大潟村補助金交付規則(昭和47年7月1日大潟村規則第2号)によるもののほか必要事項は、村長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。